

○新潟県中東福祉事務組合職員の給与に関する条例

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 6 号

改正

昭和 61 年 12 月 23 日組合条例第 7 号

平成 4 年 3 月 2 日組合条例第 1 号

平成 10 年 3 月 5 日組合条例第 1 号

平成 5 年 3 月 1 日組合条例第 1 号

平成 7 年 3 月 1 日組合条例第 1 号

平成 8 年 3 月 1 日組合条例第 1 号

平成 9 年 3 月 10 日組合条例第 1 号

平成 11 年 3 月 10 日組合条例第 1 号

平成 12 年 1 月 1 日組合条例第 3 号

平成 18 年 1 月 1 日組合条例第 10 号

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 10 号

平成 24 年 11 月 9 日組合条例第 16 号

平成 28 年 3 月 1 日組合条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項の規定に基づき、組合の一般職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(級別職務分類)

第 2 条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、この分類は別表に定める級別職務分類表による。

(給料の調整額)

第 3 条 管理者は、給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の程度、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対して適当でないと認めるときは、その特殊性に基づいて給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

(宿日直手当)

第 4 条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、次の各号に掲げる額を、宿日直手当として支給する。

(1) 入所者の生活支援のための職員 5,900 円

(2) その他の職員 4,200 円

ただし、その他の職員で勤務時間が 5 時間未満の場合は 2,100 円とする。

(準用規定)

第 5 条 この条例に定めるものを除くほか、組合の一般職員の給与については、五泉市職員の給与に関する条例（平成 18 年五泉市条例第 43 号）の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

2 新潟県中東地区精神薄弱児施設組合職員の給与に関する条例（昭和 49 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則（昭和 61 年 12 月 23 日組合条例第 7 号）

この条例は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 2 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 3 月 1 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 5 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 3 月 1 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成7年1月1日から適用する。

附 則 (平成8年3月1日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成8年1月1日から適用する。

附 則 (平成9年3月10日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

附 則 (平成10年3月5日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月10日組合条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則 (平成12年1月1日組合条例第3号)

この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日組合条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年1月1日組合条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月6日組合条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年11月9日組合条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月1日組合条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 級別職務分類表

職務の級	職務の分類
1級	(1)主事及び技師の職務 (2)保育士、児童指導員、生活支援員、作業支援員、職業指導員、支援員、指導員、看護師、栄養士、相談支援専門員又はこれに相当する職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師、保育士、児童指導員、生活支援員、作業支援員、職業指導員、支援員、指導員、看護師、栄養士、相談支援専門員又はこれに相当する職務
3級	係長の職務又は主査(任)、保育士、児童指導員、生活支援員、作業支援員、職業指導員、支援員、指導員、看護師、栄養士、相談支援専門員の職務
4級	(1)事務長、次長、主幹の職務 (2)3級の項に掲げる係長の職務で任命権者が指定する職務
5級	(1)事務局長、園長の職務 (2)4級の項に掲げる事務長、次長、主幹の職務で任命権者が指定する職務
6級	5級の項に掲げる事務局長、園長、事務長等の職務で任命権者が指定する職務